## 消防行政の連携・協力に関する協定に基づく覚書

- 第1条 この覚書は、瀬戸市(以下「甲」という。)と尾張旭市(以下「乙」という。)が締結した消防行政の連携・協力に関する協定第2条及び第3条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 この覚書に定める消防行政の連携・協力に関する事項とは、別に定める各部門における事務とする。
- 第3条 連携・協力に要した経費の負担については、次の区分によるものとする。
  - (1) 機械器具の小破壊の修理、燃料、消防職員の手当、被服の損料等に関する 費用は、応援側の市の負担とする。
  - (2) 連携・協力のための出動による消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費その他これらに類する経費の負担については、甲乙双方が協議して定めるものとする。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、連携・協力に要した経費の負担方法については、甲乙双方が協議して定めるものとする。
- 第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙双 方が協議して定めるものとする。
- 第5条 この覚書は、平成30年10月1日から効力を生ずるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書を2通作成し、甲乙記名押印の上各 1通を保管する。

平成30年9月28日

甲 瀬戸市 瀬戸市消防長 森 山 修 次

乙 尾張旭市尾張旭市消防長八 野 井 聡